

令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率の改正について

- 地方法人特別税が廃止され、新たに特別法人事業税が創設されました。(注)
 - 特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税(所得割・収入割)の税率が改正されました。
- ※この改正の前後で、(法人事業税と地方法人特別税又は特別法人事業税を合わせた)税負担は概ね変わりません。

【改正のイメージ】 資本金1億円以下の普通法人等(年800万円超の所得)を例として

令和元年9月30日 までに開始する事業年度	地方法人特別税 2.8944%	法人事業税(標準税率) 6.7%	合計税率 <u>9.5944%</u>
令和元年10月1日 以後に開始する事業年度	特別法人事業税 2.59%	法人事業税(標準税率) 7.0%	合計税率 <u>9.59%</u>

※地方法人特別税及び特別法人事業税の税率を法人事業税の税率に換算しています。

[法人事業税の税率×地方法人特別税又は特別法人事業税の税率]

- 法人県民税(法人税割)の税率が引き下げられました。

※(その他)詳しい税率については裏面をご覧ください。

(注) 特別法人事業税(国税)の創設

地方法人特別税(国税)が廃止され、一旦、法人事業税に復元されますが、復元された法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)が分離され、新たに特別法人事業税(国税)が創設されています。

税率改正後初年度の予定申告について

法人県民税・事業税の税率改正及び特別法人事業税の創設に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、経過措置が設けられています。

予定申告額の計算方法

- 法人県民税(法人税割)
(前事業年度の法人税割額×1.9)÷前事業年度の月数
 - 法人事業税
(前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)÷前事業年度の月数)×6.3
 - 特別法人事業税
(前事業年度の法人事業税額(※各割の合計額)÷前事業年度の月数)×2.3
- ※外形標準課税対象法人の場合、所得割・付加価値割・資本割の合計額となります。

【お問い合わせ先】

徳島県東部県税局	徳島庁舎	県民税・事業税担当	088-626-8843
	吉野川庁舎	課税担当	0883-26-3922
南部総合県民局	地域創生部	県税担当	0884-24-4120
西部総合県民局	地域創生部	県税担当	0883-53-2022

(裏面)

新税率(令和元年度10月1日以後に開始する事業年度から適用)

【法人県民税】

法人の区分	税率	
	平成26年10月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	法人税額の4.0%(※)	法人税額の1.8%(※)
法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円を超える法人		
保険業法に規定する相互会社	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%
上記以外の法人		

(※) 徳島県では、県土強靱化の推進、交通ネットワークの整備及び産業活性化に要する税源に充てるため、令和8年3月31日までの間に終了する事業年度分について、法人県民税(税割)の超過課税を実施しています。詳細は県ホームページ(税務課)をご覧ください。

【法人事業税】

区分	所得区分等	税率			
		平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
電気供給業・ガス供給業・保険業	収入金額	0.9%		1.0%	
その他の事業	特別法人	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	
		年400万円超の所得	4.6%	4.9%	
	外形対象法人 資本金額又は出資金の額が1億円超の法人(公益法人・特別法人・人格のない社団・投資法人等を除きます。)	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%
		年400万円超800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%
		年800万円超の所得	3.1%	0.7%	1.0%
		付加価値額	0.72%	1.2%	
	資本金等の額	0.3%	0.5%		
	その他の法人	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%
		年400万円超800万円以下の所得	5.1%		5.3%
		年800万円超の所得	6.7%		7.0%
3以上の都道府県において事務所等を有する法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人	特別法人	所得	4.6%	4.9%	
	外形対象法人	所得	3.1%	0.7%	1.0%
		付加価値額	0.72%	1.2%	
	資本金等の額	0.3%	0.5%		
その他の法人	所得	6.7%		7.0%	

※なお、電気供給業(うち発電・小売電気事業)の法人については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、課税方式の見直しが行われます。詳細は県ホームページ(税務課)をご覧ください。

【地方法人特別税・特別法人事業税】

区分	税率		
	地方法人特別税		特別法人事業税
	平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	
外形対象法人の所得割額	93.5%	414.2%	260%
外形対象法人以外の法人の所得割額	特別法人	43.2%	34.5%
	その他の法人		37%
収入割額	43.2%	43.2%	30%